

第3期千葉市障害福祉計画

(平成24年度～26年度)

(案)

平成24年 2月

千葉市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ・他計画との関係	1
3 計画の期間及び見直しの時期	2
4 サービスの体系	3
(1) 指定障害福祉サービス及び指定相談支援	3
ア 訪問系サービス	4
イ 日中活動系サービス	4
ウ 居住系サービス	5
エ 指定相談支援	5
(2) 地域生活支援事業	6
ア 必須事業	7
イ その他の事業	7
第2章 第2期計画における障害福祉サービス等の状況	8
1 指定障害福祉サービス及び指定相談支援	8
(1) サービス別の利用状況	8
(2) 見込量及び進捗状況	10
2 地域生活支援事業	13
(1) 必須事業	13
(2) その他の事業	15
第3章 計画の基本的な考え方	16
1 基本的理念	16
2 指定障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する 基本的考え方	16
(1) 地域生活を支える訪問系サービスの充実	16
(2) 自立した生活を営むための日中活動系サービスの保障	16
(3) 地域における暮らしの場の確保	16
(4) 就労支援の強化	17
(5) 相談支援体制の充実・強化	17

3 平成26年度までに達成すべき目標	18
(1) 施設入所者の地域生活への移行	18
(2) 福祉施設から一般就労への移行	19
第4章 指定障害福祉サービス等の見込量と確保の方策	20
1 指定障害福祉サービス等の見込量算定の考え方	20
2 指定障害福祉サービス等の見込量確保の方策	21
3 指定障害福祉サービス等の見込量	22
第5章 地域生活支援事業の実施に関する事項	24
1 必須事業	24
2 その他の事業	26
第6章 計画の推進に向けて	27
卷末：資料編	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本計画は、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、各年度における指定障害福祉サービス、指定相談支援等の必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定め、障害者の福祉の増進及び安心して暮らすことのできる地域生活の実現に寄与することを目的に策定するものです。

2 計画の位置づけ・他計画との関係

(1) 位置づけ

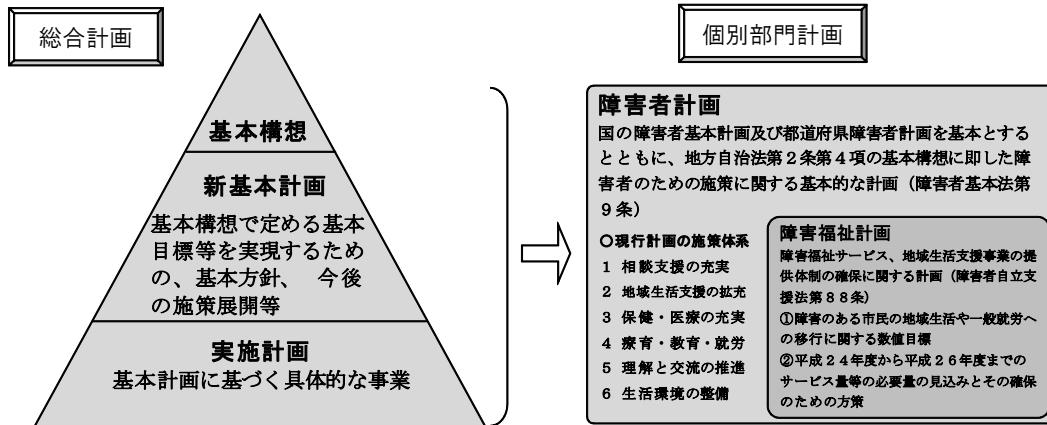
本計画は、障害者自立支援法第88条の規定による「市町村障害福祉計画」とします。

(2) 他計画との関係

本計画は、本市の障害者計画、地域福祉計画（市・各区）、保健医療計画等における障害者等の福祉に関する事項と調和が保たれたものとします。

また、本市の新基本計画等に即したものとします。

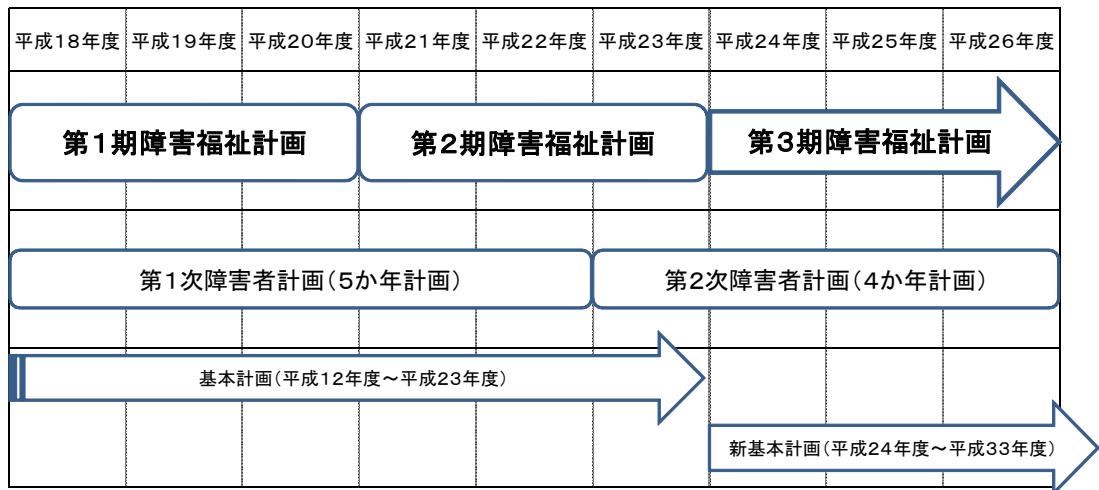
市の総合計画と個別部門計画（障害者計画・障害福祉計画）との関係について



3 計画の期間及び見直しの時期

本計画の期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

なお、計画期間中において、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。



4 サービスの体系

(1) 指定障害福祉サービス及び指定相談支援



※ 「児童デイサービス」について

第2期障害福祉計画において指定障害福祉サービス(日中活動系サービス)でしたが、児童福祉法の一部改正に伴い、平成24年4月1日から「児童発達支援」又は「放課後等デイサービス」として実施されます。

ア 訪問系サービス

ホームヘルパーが家庭等を訪問して、入浴、排せつ、食事、見守りなどを行うサービスです。

サービスの種類	内 容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護、生活介護等複数のサービスを包括的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。

イ 日中活動系サービス

昼間、サービス事業所において、入浴、排せつ、食事などを行うサービスや、リハビリなど自立した生活をするための訓練、就労のための訓練などを提供するサービスです。

サービスの種類	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、リハビリテーション、歩行訓練等、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、食事や家事等、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づき働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

ウ 居住系サービス

夜間の居住の場を提供するサービスです。

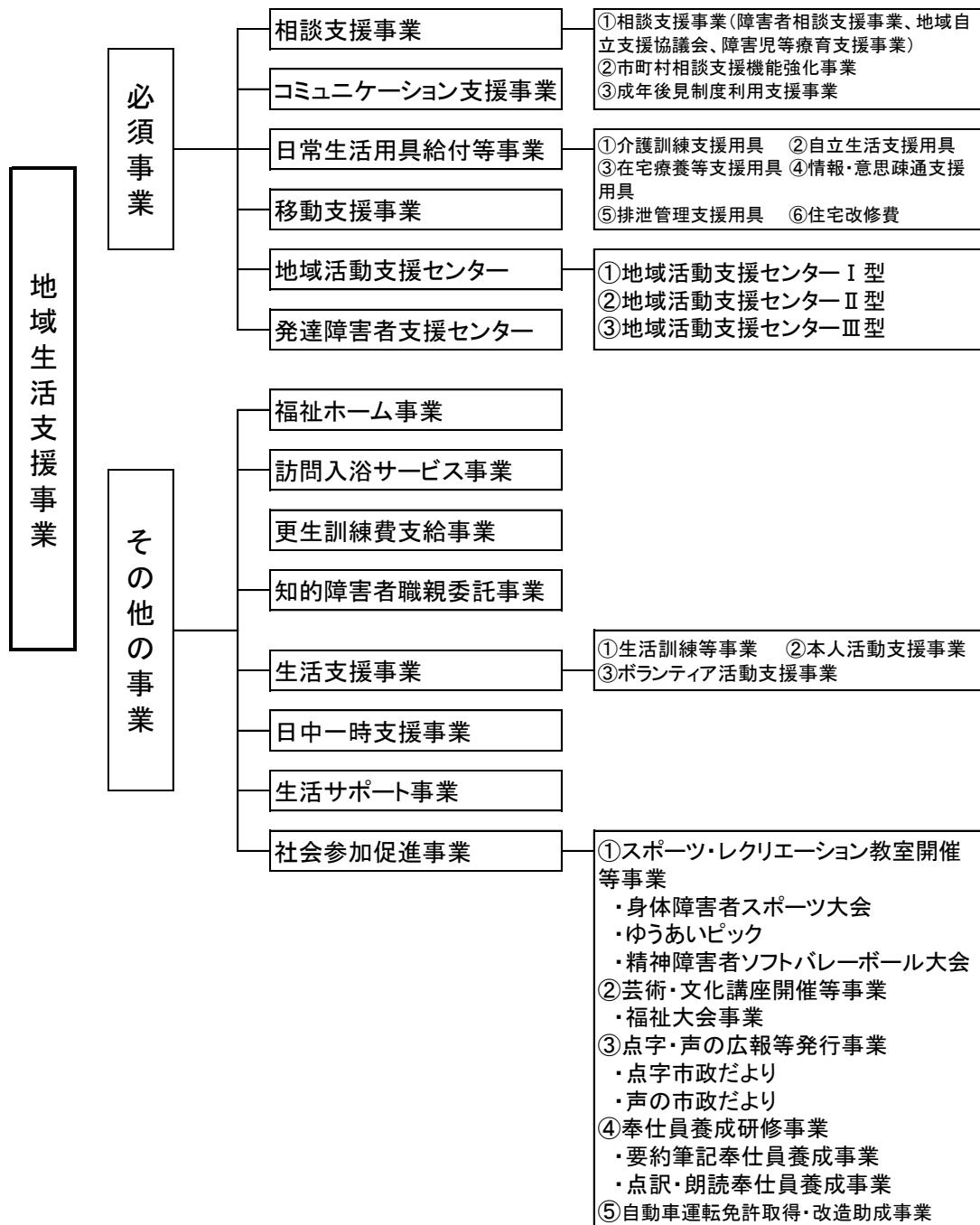
サービスの種類	内 容
共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

エ 指定相談支援

従来の計画相談に加え、平成24年4月から地域相談（地域移行支援、地域定着支援）が創設され、障害福祉サービスが適切に利用されるよう支援を行うとともに、障害者の地域移行や地域定着についての相談支援を行います。

サービスの種類	内 容
計画相談支援	支給決定（変更）前に、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成するとともに、支給決定（変更）後、当該計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。また、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います（モニタリング）。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与します。
地域定着支援	居宅において単身その他の状況において生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与します。

(2) 地域生活支援事業



ア 必須事業

事業の種類	内 容
相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行います。
市町村相談支援機能強化事業	精神保健福祉士等専門的職員を配置し、処遇困難ケース等へ対応することにより、相談支援の機能強化を図っていきます。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用するすることが有用であると認められる障害者に対し、必要となる費用について援助を行います。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語障害、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳者等の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	重度障害者に対し、自立支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	施設において創作的活動、生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図ります。
発達障害者支援センター運営事業	自閉症等の発達障害児（者）に対する総合的な支援を行います。

イ その他の事業

事業の種類	内 容
福祉ホーム事業	現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を提供します。
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な重度身体障害者に対し、訪問により入浴サービスを行います。
更生訓練費支給事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している方に更生訓練費を支給します。
知的障害者職親委託事業	知的障害者を一定期間、知的障害者の援護に熱意のある事業経営者に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。
生活支援事業	日常生活上必要な訓練・指導や、知的障害者が自分たちの権利や自立のために社会に働きかける等の本人活動などを支援します。
日中一時支援事業	日中において一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対し、日中の活動の場を提供します。
生活サポート事業	障害程度区分認定が非該当となった障害者に対し、ホームヘルパーを派遣し、生活支援及び家事援助を行います。
社会参加促進事業	スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、社会参加を促進します。

第2章 第2期計画における障害福祉サービス等の状況

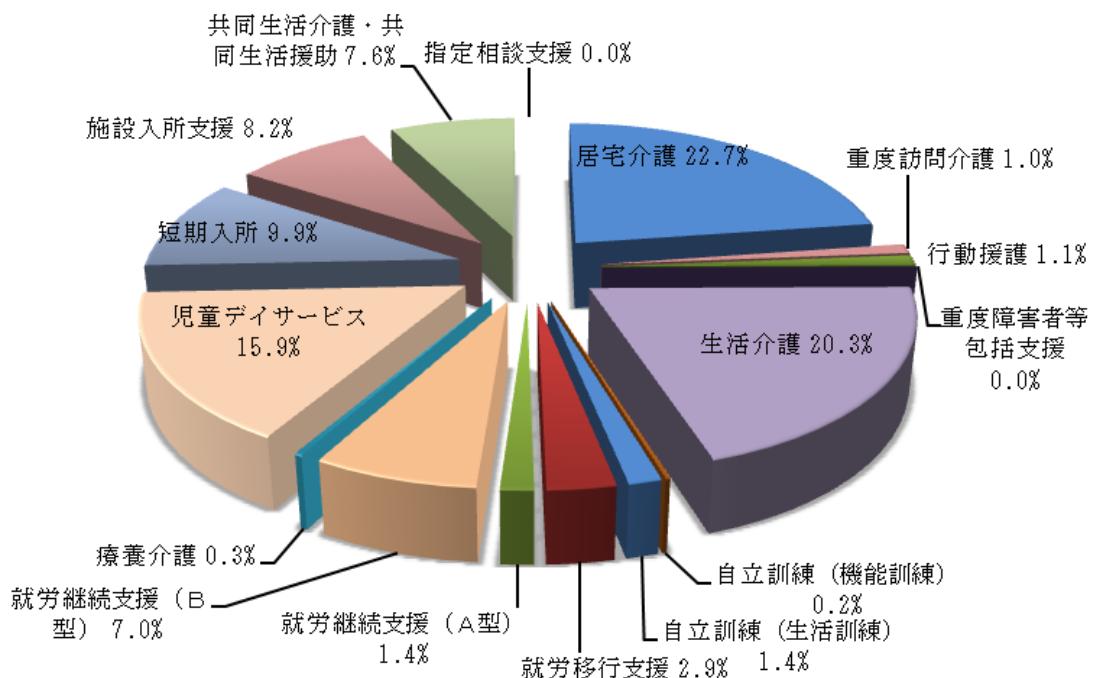
1 指定障害福祉サービス及び指定相談支援

(1) サービス別の利用状況

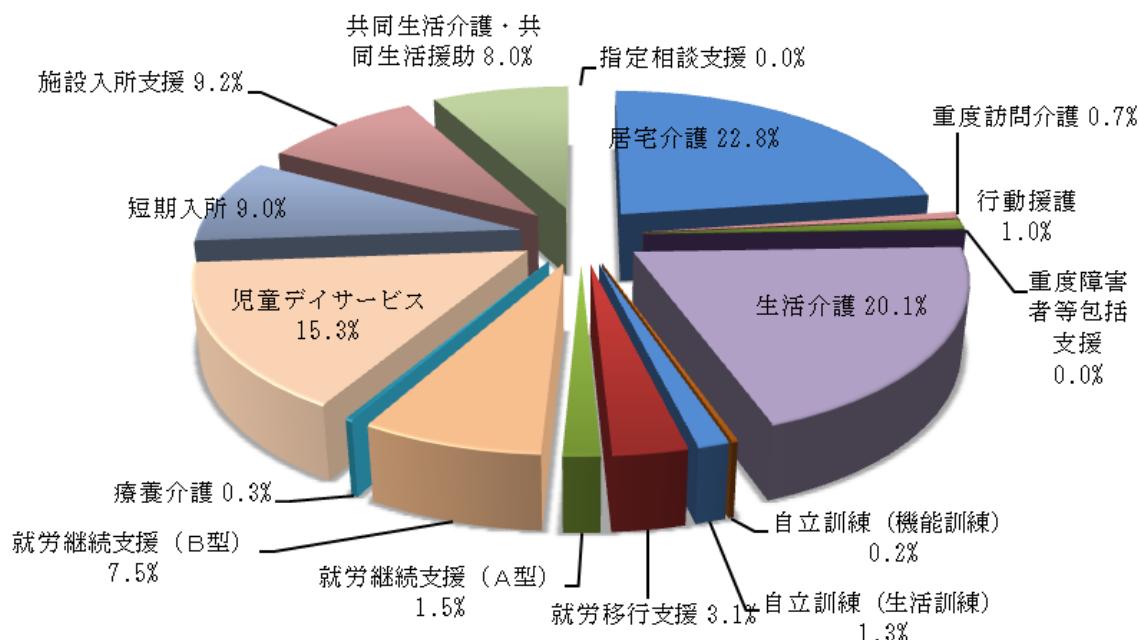
平成21年度から平成23年度サービス別の利用者の割合は以下のとおりです。

(各年度10月1か月間の数値)

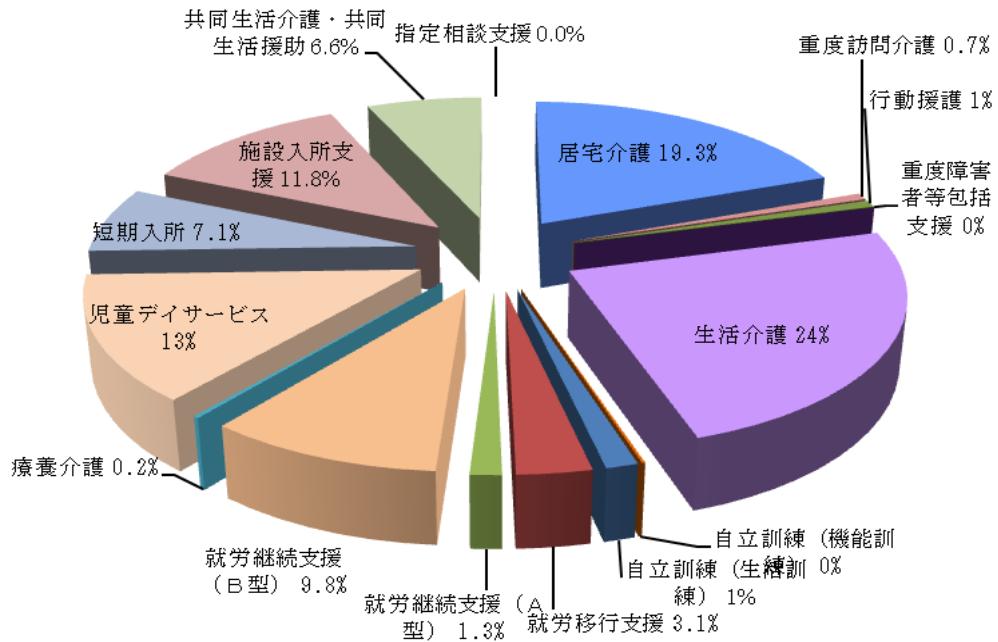
[平成21年度]



[平成22年度]



[平成 23 年度]



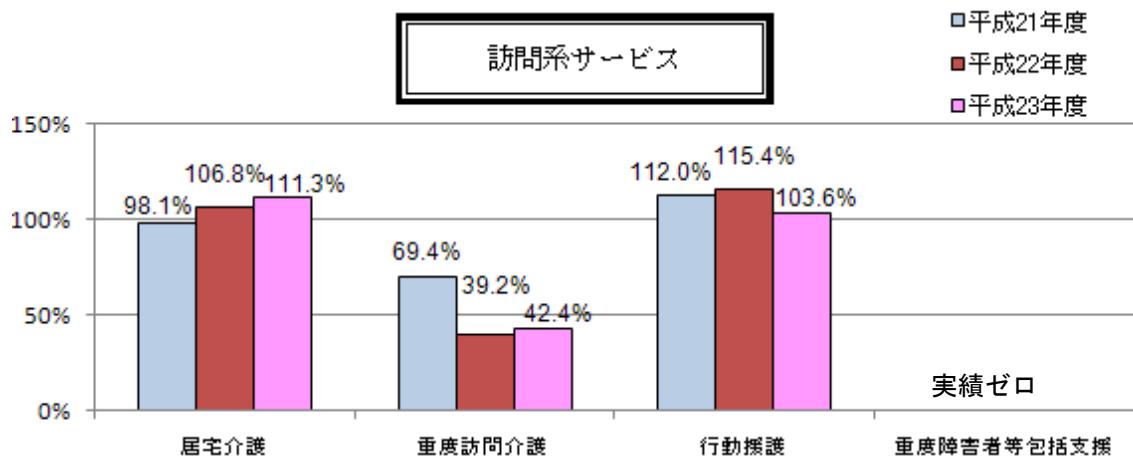
(2) 見込量及び進捗状況

① 見込量

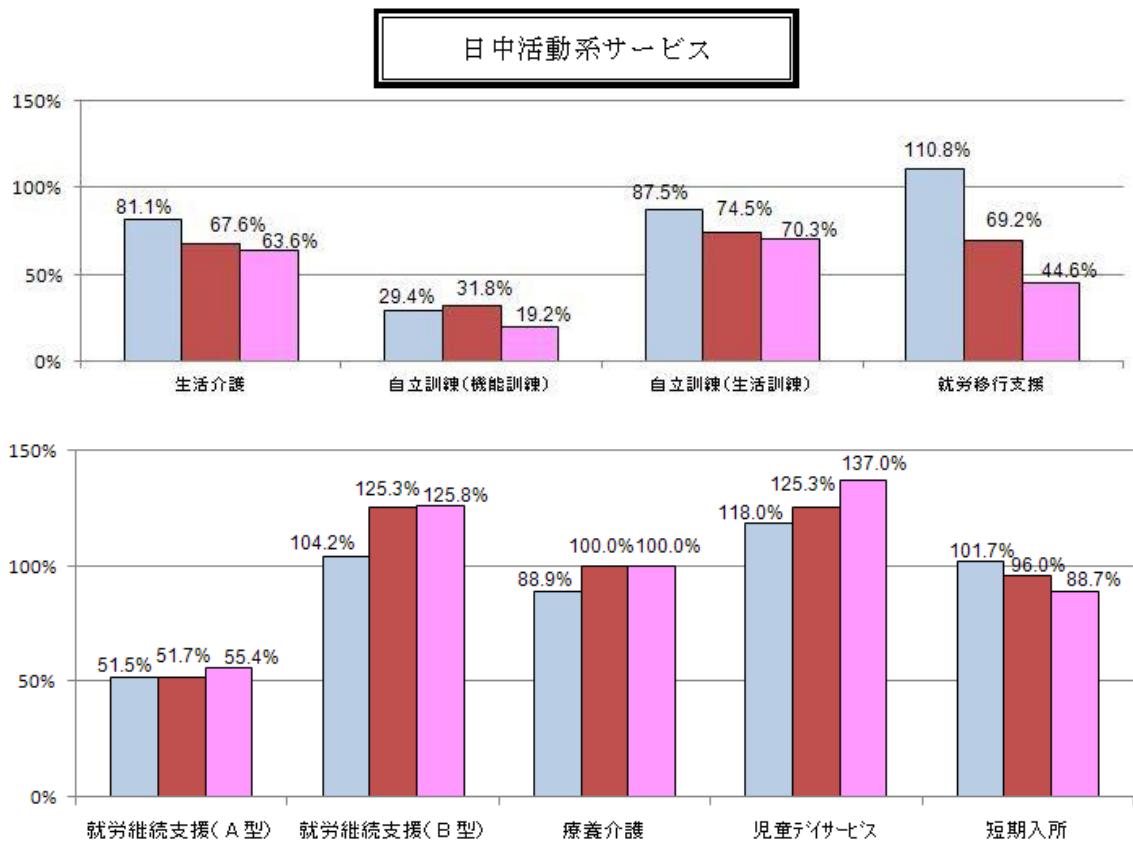
(各年度1か月あたりの数値)

サービスの種類		単位	21年度	22年度	23年度
訪問系	居宅介護	時間分／月	12,595	13,682	14,812
		実人／月	573	622	673
	重度訪問介護	時間分／月	5,184	7,344	9,504
		実人／月	36	51	66
	行動援護	時間分／月	390	409	434
		実人／月	25	26	28
	重度障害者等包括支援	時間分／月	520	780	780
		実人／月	2	3	3
日中活動系	生活介護	人日分／月	13,030	18,250	31,091
		実人／月	619	867	1,477
	自立訓練(機能訓練)	人日分／月	300	388	459
		実人／月	17	22	26
	自立訓練(生活訓練)	人日分／月	860	1,097	1,591
		実人／月	40	51	74
	就労移行支援	人日分／月	1,430	2,860	5,962
		実人／月	65	130	271
	就労継続支援(A型)	人日分／月	1,537	1,966	2,079
		実人／月	68	87	92
	就労継続支援(B型)	人日分／月	3,569	3,741	6,493
		実人／月	166	174	302
	療養介護	人日分／月	264	264	264
		実人／月	9	9	9
	児童デイサービス	人日分／月	1,406	1,427	1,450
		実人／月	333	356	381
居住系	短期入所	人日分／月	1,934	2,192	2,486
		実人／月	240	272	309
	共同生活介護・共同生活援助	実人／月	213	301	382
	施設入所支援	実人／月	341	382	872
指定相談支援		実人／月	62	64	68

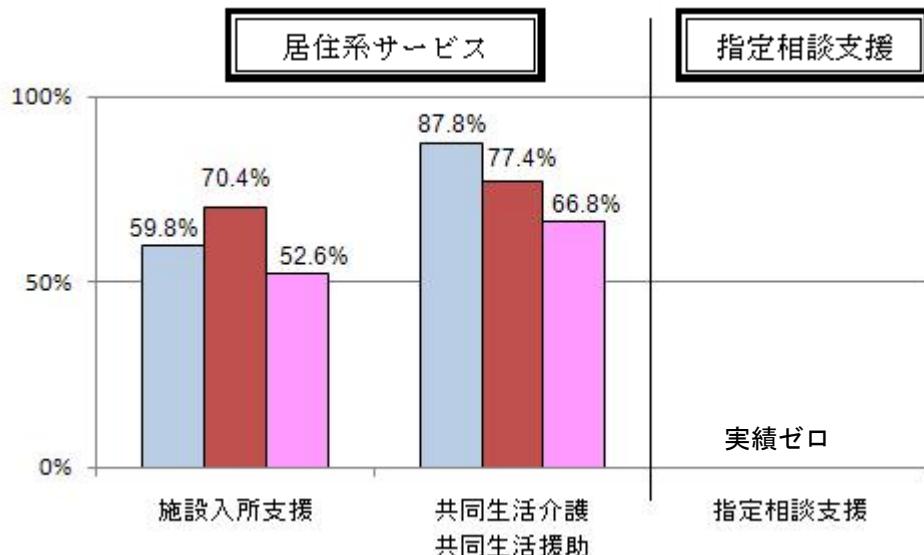
② 進捗状況（各年度の見込量に対する実績の割合をグラフで示したもの）



訪問系サービスについては、「居宅介護」及び「行動援護」は概ね見込どおり進捗していますが、「重度訪問介護」及び「重度障害者等包括支援」は対象者が限定されていること等から、見込みを大幅に下回っています。



日中活動系サービスについては、「生活介護」から「就労継続支援A型」までは、新体系への移行（※）が見込どおりに進まなかつたために、実績が見込みを下回っているものと考えられますが、それ以外のサービスはほぼ見込どおりに進捗しています。



居住系サービスについては、実績が見込量を下回っています。これは、新体系への移行（※）が見込みどおり進まなかつたことや物件の確保が困難であること等が背景にあると考えられます。

指定相談支援については、対象者が限定的であることもあります、実績はありませんでした。

※ 「新体系への移行」について

身体障害者福祉法等に基づいて実施されていた障害福祉サービスは、障害者自立支援法の施行により、同法が定めるいずれかのサービスに移行することとされました。この移行をこの計画では「新体系への移行」と呼んでおり、平成24年3月31日までに実施されることとなっています。

なお、グラフは各年度10月1か月間の数値を基にしているため、新体系への移行が全て反映されていません。

2 地域生活支援事業

(1) 必須事業

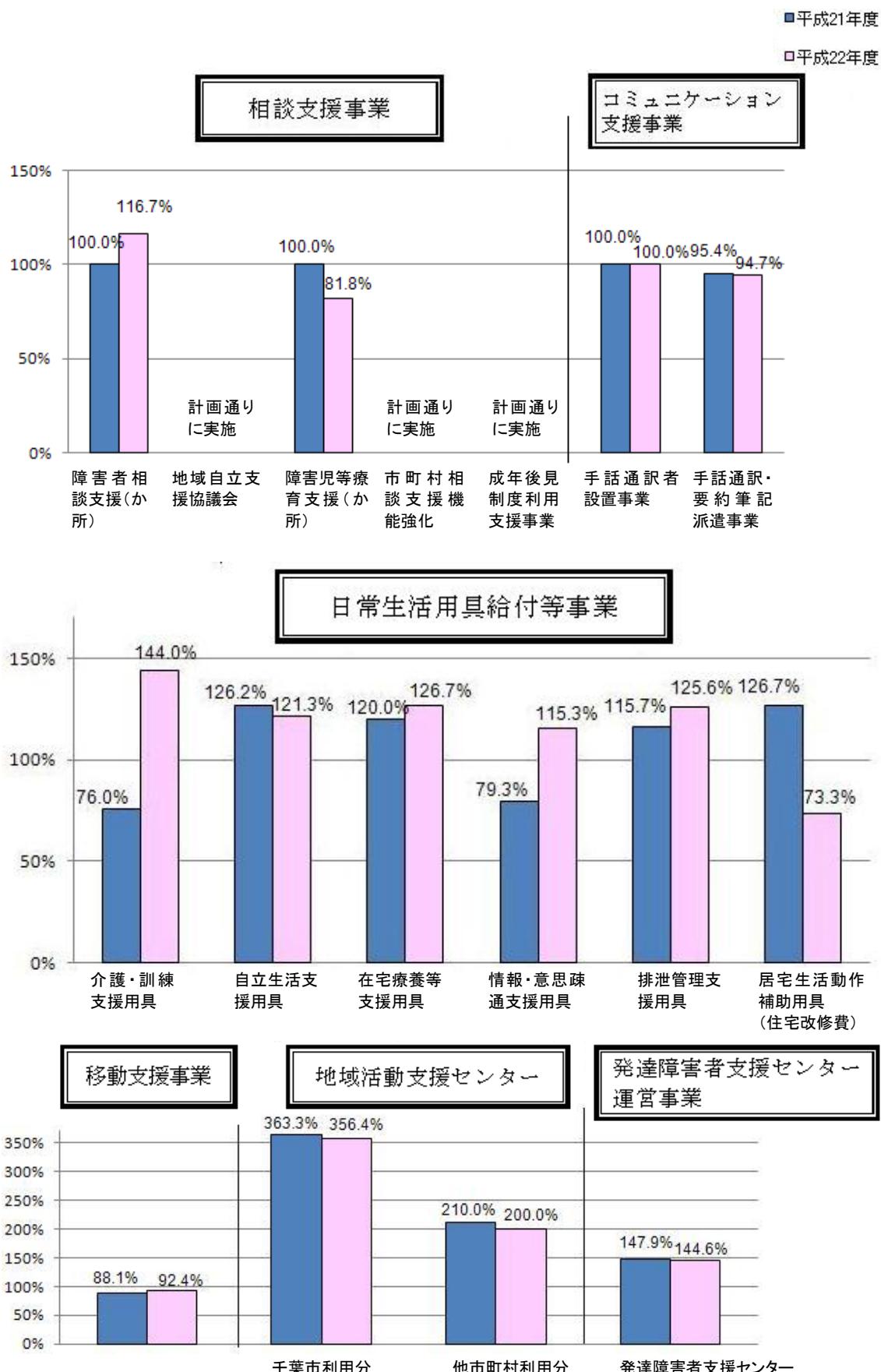
① 見込量

(各年度年間の数値)

事 業 名	各年度におけるサービス量の見込み					
	21年度		22年度		23年度	
	実施見込 み箇所数	利用 見込み数	実施見込 み箇所数	利用 見込み数	実施見込 み箇所数	利用 見込み数
(1) 相談支援事業						
① 相談支援事業						
ア 障害者相談支援事業	6か所		6か所		6か所	
イ 地域自立支援協議会	実施		実施		実施	
ウ 障害児等療育支援事業	8か所		11か所		16か所	
② 市町村相談支援機能強化事業	実施		実施		実施	
③ 成年後見制度利用支援事業	実施		実施		実施	
(2) コミュニケーション支援事業						
① 手話通訳者設置事業		7人		7人		7人
② 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業		216人		226人		236人
(3) 日常生活用具給付等事業						
① 介護訓練支援用具		50件		50件		50件
② 自立生活支援用具		122件		122件		122件
③ 在宅療養等支援用具		90件		90件		90件
④ 情報・意思疎通支援用具		150件		150件		150件
⑤ 排泄管理支援用具		10,738件		11,274件		11,837件
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		15件		15件		15件
(4) 移動支援事業		742人		786人		833人
	延 81,508時間		延 86,398時間		延 91,581時間	
(5) 地域活動支援センター事業						
(千葉市利用分)	9か所	120人	10か所	140人	16か所	235人
(他市町村利用分)	3か所	10人	3か所	10人	3か所	10人
(6) 発達障害者支援センター運営事業	1か所	338人	1か所	439人	1か所	570人

② 進捗状況（各年度年間の見込量に対する実績の割合をグラフで示したもの）

概ね見込みどおり又は見込みを上回る実績で進捗しています。



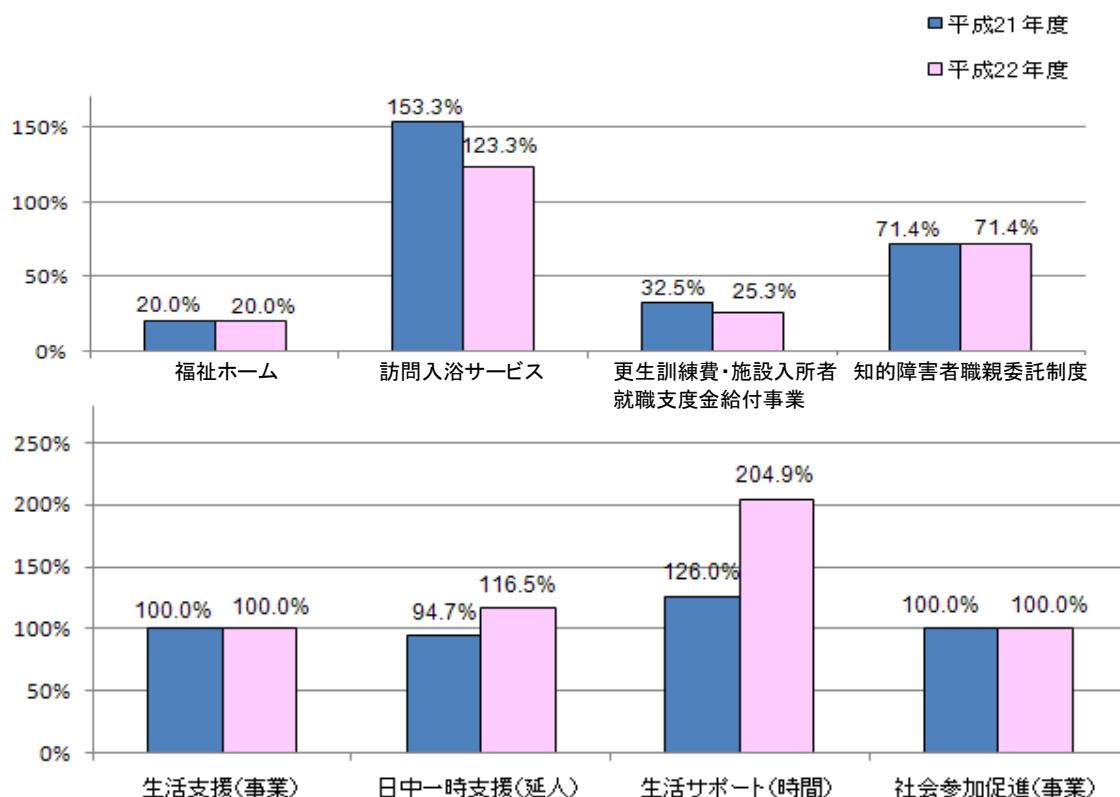
(2) その他の事業

① 見込量

事業名	各年度におけるサービス量の見込み					
	21年度		22年度		23年度	
	実施見込み箇所数	利用見込み数	実施見込み箇所数	利用見込み数	実施見込み箇所数	利用見込み数
(1) 福祉ホーム事業	3か所	25人	3か所	25人	3か所	25人
(2) 訪問入浴サービス事業	10か所	30人	10か所	30人	10か所	30人
(3) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業		510人		510人		510人
(4) 知的障害者職親委託制度		7人		7人		7人
(5) 生活支援事業	3事業		3事業		3事業	
(6) 日中一時支援事業		657人		683人		710人
(7) 生活サポート事業		4人		4人		5人
		延384時間		延384時間		延480時間
(8) 社会参加促進事業	5事業		5事業		5事業	

② 進捗状況（各年度年間の見込量に対する実績の割合をグラフで示したもの）

ほぼ見込みどおりに進捗していますが、「福祉ホーム」及び「更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業」において、実績が見込みを大幅に下回っています。これは、事業者の参入が進まなかつたことや見込数ほどには対象者が増えなかつたことが要因であると考えられます。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本的理念

すべての障害者が地域において自立した生活を営む主体であるとの認識に立ち、障害の有無にかかわらず、相互に個性を尊重し、人格を認め合い、そして支え合うことにより、安らぎのあるあたたかな共生社会をつくる。

第2次千葉市障害者計画（平成23年度～26年度）と共通の理念とします。

すべての障害者が地域において自立した生活を営む主体であるとの認識に立ち、相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育などの総合的な連携のもとに、地域での自立した生活を支援するための施策を一体的に推進していくとともに、生活環境におけるバリアフリーと心のバリアフリーを一層推進することにより、「安らぎのあるあたたかな共生社会」の実現を目指します。

2 指定障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

（1）地域生活を支える訪問系サービスの充実

- ・障害者が地域で生活していくため、必要な訪問系サービスの充実を図ります。
- ・市内どこでも必要なサービスを受けられるよう、提供体制の強化を図ります。

（2）自立した生活を営むための日中活動系サービスの保障

- ・障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むために、必要な日中活動系サービスの充実を図ります。
- ・希望する障害者が、身近なところで必要なサービスを利用できるよう充実を図ります。

（3）地域における暮らしの場の確保

- ・障害者の福祉施設や病院からの地域生活への移行の促進や、家族との同居から自立した生活への移行を希望する方のために、グループホーム、ケアホーム等の整備を促進します。
- ・啓発・広報活動や地域での交流活動を通して、障害に対する地域住民の理解を促進します。
- ・施設入所支援については、障害者総合福祉法（仮称）制定に向けた検討の中で入所施設のあり方等が議論されていることから、本計画期間は現状維持を基本とします。

(4) 就労支援の強化

- ・福祉施設から一般就労への移行を促進するために、就労移行支援事業等の充実を図ります。
- ・一般就労の困難な障害者のために、就労継続支援事業の充実を図るとともに、授産製品の販路拡大など工賃向上を促進します。

(5) 相談支援体制の充実・強化

- ・障害者が地域で安心して暮らしていくために、障害者相談員や民生委員による身近な相談支援を行います。
- ・障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用のための計画相談支援や、地域生活への移行や緊急時のための地域相談支援を行う相談支援事業者の充実を図ります。
- ・障害者相談センター、こころの健康センター、発達障害者支援センター等において専門的な相談を行います。
- ・障害者の地域生活を支える相談支援体制の強化のため、地域の支援体制に関する課題を共有し、関係機関の連携の緊密化等について協議を行う自立支援協議会の充実を図ります。

3 平成26年度までに達成すべき目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

本市の福祉施設から地域生活への移行者は、第1期計画策定時点から平成23年度までにあわせて275人となっており、第1期及び第2期計画期間を通じた目標値である80人を大幅に上回る結果となっています。このため、本市では、国の基本指針を上回る目標値を設定し、引き続き施設入所者の地域移行を促進します。

一方、平成17年10月1日時点の施設入所者数は802人ですが、現在も施設入所者数はほぼ同数で、地域で施設入所を希望している、いわゆる入所施設待機者も平成23年6月1日現在で101人いることから、総入所者数を減少させるのは難しい状況であるため、入所定員については、削減目標を設定しないこととします。

国の基本指針	○平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行する。 ○平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者から1割以上削減する。
県の基本的な考え方	○平成18年度～平成26年度の間で、1,500人の地域移行を目指す。 ○入所定員については、削減目標は示さない。

【千葉市の目標値】

項目	目標値	備考
地域生活移行者数 (第1・2期計画からの累計数)	436人 以上	第2期計画の到達点(275人)に第1期計画策定時点の施設入所者数(802人)の20%(161人)以上を加算

【目標達成に向けた取り組み】

障害者が地域で自立した生活を営むために、グループホーム・ケアホーム等居住の場を確保するとともに、地域移行に向けた相談機関を一層充実することにより、安心して暮らしていくための仕組みを強化します。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

第1期及び第2期計画期間を通じて、福祉施設から一般就労への移行者の目標値は、平成17年度の実績11人を基準とし、国の基本指針に従い、その4倍の44人以上としました。

これに対し、平成23年度（H22.10.1～H23.10.1）における福祉施設から一般就労への移行者は40人となっており、平成17年度の約3.6倍と、目標値には及ばないため、第3期計画期間も引き続き44人以上を目標値として定め、福祉施設利用者の一般就労への移行を促進します。

国の基本指針	○福祉施設利用者のうち、平成26年度中に一般就労に移行する者は、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とする。 ○平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上が就労移行支援事業を利用するとともに、平成26年度末における就労支援事業の利用者のうち3割は就労継続支援A型事業を利用することを目指す。
県の基本的な考え方	○平成26年度に400人の就労移行を目指す。 ○就労継続A型、就労移行支援事業の利用者の目標は示さない。

【千葉市の目標値】

項目	目標値	備考
一般就労への移行者数 (平成26年度年間の数値)	44人以上	第1期計画時点の年間の一般就労への移行者数(11人)×4倍

【目標達成に向けた取り組み】

障害者の一般就労に向けて、福祉、教育、労働などの関係機関の連携強化により、横断的かつ効果的な事業に取り組む一方、障害者の就労相談や職業訓練の充実を図るとともに、企業に対する障害者雇用の一層の理解と協力を求めていきます。

※ 「退院可能な精神障害者数の減少に係る目標値」について

第2期障害福祉計画においては、上記のほか、「退院可能な精神障害者数の減少」も目標値を掲げておりましたが、国の基本指針において、この「退院可能な障害者」の概念が抽象的で、客観的に分析・評価することが難しいことから、市町村障害福祉計画の目標値としないこととされたため、この計画では目標値としないこととしました。

なお、都道府県障害福祉計画において、医療計画との連携・整合という観点から「1年未満入院者数の平均退院率」及び「5年以上かつ65歳以上の退院者数」に着目した目標値を設定することとされています。

第4章 指定障害福祉サービス等の見込量と確保の方策

1 指定障害福祉サービス等の見込量算定の考え方

(1) 訪問系サービス

居宅生活を支えるサービスとして「サービス利用状況調査」における利用意向の高いサービスであり、利用実績をベースに、障害者手帳交付者数の伸び等を勘案して見込みます。

また、重度障害者等包括支援は、現在、県内に事業者がなく利用実績はありませんが、事業者の新規参入により利用者が発生することを想定して見込みます。

また、同行援護は、平成23年10月1日からの新規事業であり、伸び率の予測が困難なため、平成23年12月31日現在の支給決定者をもとに見込みます。

(2) 日中活動系サービス

新体系への移行が完了することを踏まえ、平成24年度の見込量を定めます。

25年度以降は、障害者手帳交付者数の伸び、施設入所者の地域生活への移行目標者数や特別支援学校卒業者数等を勘案して見込みます。

また、短期入所は、他の日中活動系サービスと比較して、利用意向の高いサービスであり、利用実績をベースに利用量の伸び等を勘案して見込みます。

(3) 居住系サービス

共同生活介護・共同生活援助は、障害者手帳交付者数の伸び、施設入所者の地域移行への目標者数等を勘案して見込みます。

(4) 指定相談支援

計画相談支援は、施設入所者や新規に障害福祉サービスの支給決定を受ける方、自ら福祉サービスの利用に関する調整を行うことが困難な方等を優先し、平成24年度から段階的に拡大していくことを目指して利用者数を見込みます。

また、地域相談支援は施設入所者の地域移行目標者数等を勘案して見込みます。

2 指定障害福祉サービス等の見込量確保の方策

(1) 訪問系サービス

障害福祉サービス事業者連絡協議会や事業者説明会等を通じて、事業者にホームヘルパーの増員を働きかけるとともに、障害者へのサービスを提供していない介護保険の訪問介護事業所等への情報提供に努め、事業者の一層の参入を促進します。

また、必要なサービスを適切に利用できるよう、相談支援事業の充実にも努めます。

重度障害者等包括支援は、居宅介護、短期入所、生活介護等複数のサービスを提供している事業者等に、事業の実施を働きかけます。

同行援護は、事業者の参入を促進するとともに、利用者への情報提供に努めます。

(2) 日中活動系サービス

障害者が身近な地域で希望するサービスを利用できるよう、サービス提供体制の充実を図ります。併せて、市の未利用地や公共施設の跡施設の有効活用の検討により、事業者の参入を支援します。

また、指定事業者等への説明会において必要な情報提供を行うなどを通じて、事業者の参入を促進します。

(3) 居住系サービス

共同生活介護・共同生活援助は、民間事業者の参入により事業者数は増加していますが、施設入所者や退院可能な精神障害者の地域移行を更に促進するため、必要な助成を行い、積極的な整備を進めます。

(4) 指定相談支援

指定相談支援事業者の確保に努めます。また、従事する相談支援専門員を養成するため、指定障害福祉サービス事業者に対し、相談支援従事者研修の受講等を促します。

3 指定障害福祉サービス等の見込量

(各年度 1か月あたりの数値)

サービスの種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 訪問系サービス				
居宅介護	利用量 (時間分/月)	19,636	22,188	25,073
	利用者数 (実人/月)	846	956	1,081
重度訪問介護	利用量 (時間分/月)	7,843	8,157	8,483
	利用者数 (実人/月)	29	30	31
行動援護	利用量 (時間分/月)	610	665	725
	利用者数 (実人/月)	32	34	38
重度障害者等包括支援	利用量 (時間分/月)	260	260	260
	利用者数 (実人/月)	1	1	1
同行援護	利用量 (時間分/月)	3,880	3,996	4,113
	利用者数 (実人/月)	200	206	212
(2) 日中活動系サービス				
生活介護	利用量 (延人日/月)	17,791	18,680	19,614
	利用者数 (実人/月)	967	1,015	1,066
自立訓練 (機能訓練)	利用量 (延人日/月)	91	116	144
	利用者数 (実人/月)	7	8	10
自立訓練 (生活訓練)	利用量 (延人日/月)	1,023	1,193	1,379
	利用者数 (実人/月)	52	61	71
就労移行支援	利用量 (延人日/月)	2,069	2,173	2,281
	利用者数 (実人/月)	119	125	131
就労継続支援 (A型)	利用量 (延人日/月)	1,130	1,186	1,246
	利用者数 (実人/月)	54	56	59
就労継続支援 (B型)	利用量 (延人日/月)	6,142	6,449	6,771
	利用者数 (実人/月)	355	373	391

サービスの種類		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
療養介護	利用量 (延人日/月)	279	310	310	
	利用者数 (実人/月)	9	10	10	
短期入所	利用量 (延人日/月)	2,419	2,637	2,874	
	利用者数 (実人/月)	299	326	355	
(3) 居住系サービス					
共同生活介護 (ケアホーム)	利用者数 (実人/月)	197	224	255	
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (実人/月)	92	103	115	
施設入所支援	利用者数 (実人/月)	798	798	798	
(4) 指定相談支援					
計画相談支援	利用者数 (実人/月)	138	276	412	
地域移行支援	利用者数 (実人/月)	49	54	59	
地域定着支援	利用者数 (実人/月)	49	54	59	

第5章 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態等により効率的・効果的に実施する事業です。実施が義務付けられている「必須事業」と、市町村の判断により地域の実情に応じて実施する「その他の事業」があります。

1 必須事業

(各年度年間の数値)

事業の種類	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	実施に関する考え方 (確保の方策)
(1) 相談支援事業					
①相談支援事業					
ア障害者相談支援事業	箇所数	7	7	7	障害者やその保護者、介護者からの相談、その他必要な支援を市内の障害児（者）施設に委託して実施します。
イ地域自立支援協議会	実施の有無	実施	実施	実施	福祉、医療、教育、雇用等の関係機関による官民一体となった協働体制の構築のため、市全体の支援内容を協議する「全体会」と、2区を1単位として地域における連絡調整及びケース会議を行なう「地域部会」、地域の課題等を分析・協議する「運営事務局会議」の三層構造で実施します。
ウ障害児等療育支援事業	箇所数	12	12	12	身近な地域で療育指導等が受けられるよう、障害児（者）施設等の有する機能を活用して実施します。
②市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	専門職員（生活支援ワーカー）を配置した障害者相談支援事業者に事業委託して実施します。
③成年後見制度利用支援事業					千葉市成年後見支援センター及び障害者相談支援事業所等での広報・相談等により、制度の周知を図ります。

事業の種類	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	実施に関する考え方 (確保の方策)
(2) コミュニケーション支援事業					
①手話通訳者設置事業	設置者数	7	7	7	聴覚障害者のコミュニケーション手段を確保するため、本庁舎及び各区保健福祉センターに手話通訳者を配置とともに、手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣事業を(福)千葉県聴覚障害者協会へ委託して実施します。
②手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	実利用見込者数	235	245	255	
(3) 日常生活用具給付等事業					
①介護・訓練支援用具	実利用見込件数	52	52	52	地域で生活する障害者の利便性の向上を図ります。また、対象品目の選定等を行う検討組織を設置し、障害者の生活実態や技術進歩に対応した品目選定等に努めます。
②自立生活支援用具		150	150	150	
③在宅療養等支援用具		105	105	105	
④情報・意思疎通支援用具		140	140	140	
⑤排泄管理支援用具		16,541	18,195	20,015	
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		15	15	15	
(4) 移動支援事業					
実利用見込者数	612	642	674	事業者数は着実に増えていますが、障害者へのサービスを提供していない介護保険の訪問介護事業所等への情報提供に努め、事業所の一層の参入を促進します。	
	70,747	74,215	77,914		
(5) 地域活動支援センター					
(I型)	箇所数	5	6	6	利用者に創作的活動、生産活動の機会等を提供する事業(II型、III型)を実施するほか、これに加えて精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業(I型)を実施します。
	実利用見込者数	410	492	492	
(II型)	箇所数	3	3	3	
	実利用見込者数	132	132	132	
(III型)	箇所数	13	16	19	
	実利用見込者数	364	442	520	
(6) 発達障害者支援センター運営事業					
箇所数	1	1	1	発達障害児(者)に対する総合的な支援拠点として療育センター内に設置し、社会福祉法人に委託して実施します。	
	実利用見込者数	754	851	961	

2 その他の事業

(各年度年間の数値)

事業の種類	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	実施に関する考え方 (確保の方策)
(1) 福祉ホーム事業	箇所数	1	1	1	地域における住まいの場を確保するため、民間事業者への補助事業により実施します。
	実利用見込者数	5	5	5	
(2) 訪問入浴サービス事業	箇所数	11	11	11	民間事業者に委託して実施します。
	実利用見込者数	37	37	37	
(3) 更生訓練費支給事業	実利用見込者数	245	257	270	障害者の社会参加を促進する観点から、真に訓練に必要な経費を支給するため、対象品目等見直しを行いながら実施します。
(4) 知的障害者職親委託事業	実利用見込者数	5	5	5	知的障害者を対象に生活指導を含めた就労訓練の一環として実施します。
(5) 生活支援事業	事業数	3	3	3	障害者の生活支援のため、これまで行ってきた事業を関係団体等に委託して実施します。
(6) 日中一時支援事業	実利用見込者数	877	921	967	障害者等の日中の活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息を確保するため、利用の伸びに対応した事業の実施を図ります。
(7) 生活サポート事業	実利用見込者数	39	41	43	障害程度区分認定で非該当となつた障害者のうち、支援を必要とする方に対し、居宅介護サービスを提供し、地域での自立した生活の推進を図るため、居宅介護サービスを実施する事業者等の参入を促進します。
	延利用見込時間	854	897	941	
(8) 社会参加促進事業	事業数	5	5	5	スポーツ大会や芸術文化活動、点字や声の広報等、これまで行ってきた事業を引き続き実施するとともに、各事業の周知を図るとともに、新たなニーズ等を踏まえた見直しを行い、障害者の社会参加の更なる促進を図ります。

第6章 計画の推進に向けて

1 障害者施策の総合的な実施

本市では、この計画による障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量の確保及び目標の達成を目指すほか、早期発見・早期療育をはじめとする障害児支援の充実、障害者職業能力開発プロモート事業による障害者・企業への様々な支援等、市による障害者雇用の推進、障害及び障害者に対する正しい理解の普及・啓発などによる理解と交流の推進、虐待防止などの権利擁護の推進、公共施設のバリアフリー化などの取り組みを総合的に推進します。

2 市民参加と協働

障害者の地域移行や就労支援を進めるためには、公的サービスに加え、障害者を地域全体で支えることが必要です。

このため、地域自立支援協議会等の地域のネットワークを活用し、障害者関係団体、福祉サービス事業者、保健・医療関係者等の参加により、協働して施策を推進します。

また、地域福祉計画における地域の様々な活動を通じて、地域住民の誰もが障害や障害者を正しく理解し、支援・協力する環境づくりを目指します。

3 関係機関との連携

計画の推進にあたっては、福祉と保健・医療、雇用、教育との連携が重要であり、府内関係部局の連携はもとより、国県の関係行政機関、障害者関係団体及び福祉サービス事業者等との連携強化に努めます。

4 進行管理と事業評価

計画に基づき施策の実現が図られるよう、毎年度、事業の達成状況を把握し、進行管理を行うとともに、見込量の達成状況について点検・評価を行い、障害者施策推進協議会へ報告します。

5 計画の弹力的運用

計画の推進にあたっては、社会経済環境の変化や国の障害者施策の動向を踏まえ、必要に応じて計画の弹力的な運用を行います。